

○富山県美容師法施行条例

平成11年12月22日

富山県条例第52号

〔富山県美容師及び美容所の衛生上必要な措置を定める条例〕を公布する。

富山県美容師法施行条例

(平14条例61・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平14条例61・全改)

(衛生上必要な措置)

第2条 法第8条第3号の規定による美容師が講じなければならない衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容の作業着手前には、客1人ごとに手を洗浄し、必要に応じて消毒すること。
- (2) 美容の作業中は、清潔な作業衣を着用すること。
- (3) 美容の作業に使用する布及び紙は、清潔なものを備えておくこと。
- (4) 化粧品、医薬部外品等の使用に当たっては、性状又は品質を十分に確認し、適正に使用すること。
- (5) 美容の作業に伴って生ずる毛髪等は、適切に処理すること。
- (6) 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合は、次に掲げる物を携帯すること。

ア 使用する器具の消毒に必要な薬品及び器具

イ 美容の作業に必要な数の清潔なタオル等布片

ウ 外傷の応急手当に必要な薬品及び衛生材料

- (7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める衛生上必要な措置

2 法第13条第4号の規定による美容所について講じなければならない衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所は、美容の作業を行う場所（以下「作業場」という。）及び待合場に区分し、それぞれの使用に適した広さ及び構造とすること。
- (2) 作業場には、消毒設備のほか、手洗い設備及び洗髪設備を設けること。ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(3) 作業場には、換気を十分に行うことができる設備を設けること。

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める衛生上必要な措置

(平22条例10・令7条例30・一部改正)

(美容所以外の場所において業を行うことができる場合)

第3条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の規定による美容師が美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。)において、演芸を行う者に対し、美容を行う場合

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に供される施設(通所施設を除く。)において、その入所者等に対し、美容を行う場合

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が特別の事情があるものとして、あらかじめ承認する場合

(平14条例61・追加)

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平14条例61・旧第3条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第61号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に富山県美容師法施行規則(昭和34年富山県規則第51号)第7条第1項の規定によりした承認及び同項の規定によりされた申請は、この条例による改正後の富山県美容師法施行条例第3条第3号の規定によりした承認及び同号の規定によりされた申請とみなす。

(富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年富山県条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成22年条例第10号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第30号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。